

キリスト教宣教師の証言

—スペイン王立歴史学士院イエズス会関係史料紹介を通じて—

滝澤修身

序

近年日本では、江戸時代初期に殉教を遂げた日本人キリスト教徒一八八人がカトリック教会の「福者」に認定されることが大きな関心を集めている^①。さて、当時の日本人キリスト教徒と言えば、ヨーロッパ各地に彼らの記録を残す古文書が存在することが知られている。マドリッドにあるスペイン王立歴史学士院 (Real Academia de la Historia de España) においても、故ジョセフ・フランツ・シュツテ^②、松田毅一氏^③、イエズス会に関する未刊史料の文献目録を世に出されている。しかし、同学士院の未刊史料の分析研究は、未だヨーロッパ、また日本においても本格的に進められているとは言えないのが現状である。主な理由は、以下の通りである。一、今までの日本におけるキリシタン研究が、主にイタリヤ諸古文書館 (特にローマ・イエズス会文書館)、ポルトガルの古文書館 (特にエヴォラ、アジユダ) 等の史料を主にしていること、二、スペインに関する日本キリシタン史を専門にする日本人の研究者が少ないこと、三、スペイン側において日本史に関する詳しい知識もった研究者が少ないことである。

私は、二〇〇三年にマドリッド・コンプルテンセ大学教授で、スペイン王立歴史学士院会員でもあるミゲル・アンヘル・ラデロ・ケサダ教授から、日本人としての特質を生かし、未完史料の解説及び分析を行うこ

とを勧められ、本事業に着手することになった^④。ローマのイエズス会本部の史料編纂状況も考慮した結果^⑤、本学士院に保管される貴重な未刊史料については、「一六・一七世紀に日本で引き起こされたキリスト教徒に対する迫害、そして彼らの殉教」という観点から分析を進めれば、今後の歴史学研究に大いなる展望が望めるという事実が気付いた。なぜならば、本学士院に保管される日本関係の多くの史料が、迫害と殉教に関するものであるからであり、また、日本側に、同学士院をとり扱った確固たる研究が存在しないからである。

そこで、本論では、主にスペイン王立歴史学士院の史料を紹介しつつ、一六・一七世紀の日本におけるキリスト教迫害、彼らの殉教の実態に関する一分析を試みたい。第一章では史料紹介、第二章では迫害の歴史、第三章では殉教の実態の分析を行い、最後に今後の研究の展望について述べたい。

第一章 史料解題

第一節 スペイン王立歴史学士院における

イエズス会に日本関係史料について

まず、読者の方々は「なぜ、スペインの王立歴史学士院に、一六・一

七世紀の日本に関するイエズス会関係の未完史料が保管されているのか」と言う疑問を持たれるであろう。その理由は、次の通りである。

シャビエルの来日以来、イエズス会士たちは、日本での宣教状況に関する多くの書簡、報告、資料を書き上げていった。しかし、一五八七年、豊臣秀吉によるキリスト教徒迫害が開始されると、イエズス会の資料は没収を逃れるため安全な場所へと移されることになった。その移動場所として選ばれたのがマカオの修道院であった。この時、マカオには日本管区に関する膨大な資料を保管する文書館が設立されたのであった。

一方、一七二〇年、ポルトガルのリスボンに王立科学学士院が開設された。本学士院は、海外に散在するイエズス会に関連する資料の原典を転写し保存するという事業を推進した。こうした状況のもと、一七二四年、日本イエズス会の資料編纂も開始されたのであった。しかし、一七五九年、ポルトガル政府は、イエズス会士に対する弾圧を始め、彼らの資産を没収することを決定した。

このポルトガルにおけるイエズス会士弾圧の知らせは、一七五九年一月から一七六〇年二月にかけてマカオにも広がった。そこで、マカオの修道院資料係であったイエズス会士ファン・アルバレスは日本関係の資料も隠さなければならなくなった。この会士には、マニラ在住のアントニオ・パチエコという友人がいた。ファン・アルバレスは、アントニオ・パチエコがマカオを訪れた際、彼に秘密裡に多量の日本関係資料の保管を依頼したのである。

このようにしてこれらの資料は、マニラ郊外のサンタクルスにあるサン・イルデフォンソ学院に移されることになった。一七六二年には、スペイン王家がマニラにおいてもイエズス会士を迫害し始めた。しかし、幸運にも、先程の日本関係資料は没収を逃れることができた。

一七六七年二月には、スペイン王カルロス三世は、スペイン及び海外

領土からイエズス会士追放の法律に署名した。一七六八年、この法律はマニラに到達し、政府当局は役人マヌエル・ガルバンにイエズス会の財産没収を命じた。こうして、一七六八年五月一九日の朝、彼は軍隊と書記を引き連れ、サン・イルデフォンソ学院に向き、国王の勅書を読み上げた後、イエズス会の財産を没収した。この時、例の日本関係秘密資料も取り上げたのであった。

その後、日本に関する資料はどういう運命を辿ったのであろうか。これらの資料は、一九世紀になると、マドリッドに運び込まれ、スペイン王立歴史学士院、国立図書館、国立歴史文書館に分けて保管されることになった。ジョセフ・フランツ・シュツテ氏によると、マカオから持ち出された資料は、スペイン王立歴史学士院図書館の Legajo 21、21 bis、22、国立図書館の Jesuitas 270、271、272、国立歴史文書館の手稿 17620に分け保管された。これらの図書館、文書館には、合計五千枚から七千枚の日本関係の手稿が保存されていると言う⁷⁾。

スペイン王立歴史学士院図書館に移された上記の史料は、現在は、コルテス部門 (Sección de "Cortes")、イエズス会部門 (Sección de "Jesuitas")、ムニヨス部門 (Sección de "Muños") に分別し、保管されている。

第一節 スペイン王立歴史学士院における

「日本人キリスト教徒の迫害及び殉教」に関する史料について

ここでは、スペイン王立歴史学士院における上記の部門中に「日本人キリスト教徒の迫害及び殉教」についてのいかなる史料が保管されているのかを明らかにしたい⁸⁾。史料の性格は、その多くが手稿である。中には幾つかの印刷史料を見出すこともできる。(以下のリスト中印刷史料に関しては、印刷物と記すことにする。)

コルテス部門 (SECCIÓN DE CORTES)

9-2663 (整理番号)

Paquete 18. Número 9. 「一六一七年キリスト教宣教師の迫害及び追放の理由」

f. 184-189v. (Mago 18. Número 9) 「Fr. セバステイアン・サン・ペドロによる書簡。日本人キリスト教徒の迫害、日本政府による教会の破壊と宣教師追放の理由について。(一六一七年一月二五日、ローマにて)」

f. 354-377v. (Mago 25. Número 1) 「Fr. セバステイアン・サン・ペドロによる書簡。一六一四年から一六一五年にかけての日本人キリスト教徒の迫害、日本政府による教会の破壊と宣教師追放の理由について。(一六一七年五月一二日、マドリッドにて)」

f. 378-379v. (Mago 25. Número 2) 「日本のイエズス会神父による一六二二年の一一八名の誉れ高さ殉教者に関する報告(一六二四年、マドリッドにて、アンドレス・デ・パラによって認可された印刷物)」

f. 380. (Mago 25. Número 3) 「日本のイエズス会神父による多くの殉教者についての報告(一六二三年一月一五日、マニラにて)」

f. 397v-400. (Mago 25. Número 3) 「日本人殉教者名簿」

f. 416-417v. (Mago 25. Número 8) 「一六一九年、日本及び長崎における迫害について(一六一九年三月二五日)」

f. 422-425v. (Mago 26. Número 2) 「アントニオ・コラッソがマドリッドにおいて認めた書簡。リスボンのホルヘ・デ・ゴベア (Jorge de Gouvea) 宛。一六一五年の日本人殉教者について。(一六二〇年一月一五日、マニラ)」

f. 426-429v. (Mago 26. Número 3) 「インドのプロクラドール (Procurador) フランシスコ・クレスポによる一六二四年の日本における殉教者報告(一六二五年、アンドレス・デ・パラによって認可された印刷物、マドリッドにて)」

f. 444-499v. 「日本教会の栄光と勝利。マカオのコレヒオ (Colegio) のペドロ・モレホン神父による九人のイエズス会士とその家族の幾人かの殉教報告(一六二七年三月三一日、マカオにおいて)」

9-2667 旧コルテス部門 567、綴り 1 (ANTIGUAS CORTES 567. LEG. 1)

Número 33. f. 4. 「フィリピン管区のフランシスコ・デ・フィゲロア神

父による報告。日本から送られた一六二一年の迫害についての報告」

Número 53. f. 1. 「マカオのファン・バウティスタ・ボネル神父からブ
ロクラドル、ティーアス・デ・ソアへの書簡。セバステイアン・ピエ
イラ (Sebastião Vieira) 神父の殉教とクルストバル・フェレイラ (Padre
Christovão Ferreira) 神父の逮捕についての報告。」

9-2679

Número 14. 「日本殉教者報告」

Número 54. 「マテウス・コウロスからマドリッドのポルトガル管区ブ
ロクラドル、ルイス・ピンヘイロ (Luis Pinheiro) への書簡。日本に
おける迫害について。(一六一九年二月二三日、長崎にて)」

イエズス会部門 (JESUITAS)

9-7236. 日本 9 (JAPONIA IX)

f. 749-767. 「ペドロ・モレホンによる一六一四年日本人殉教者報告」

f. 78-799. 「マカオに保管されていた史料。一六三二年、日本人殉教者
のリスト」

f. 800-875. 「マカオに保管されていた史料。一六三二年及び一六三三年
の日本人殉教者報告」

f. 876-929. 「日本人殉教者名簿」

9-7236

Número 9. 「日本人殉教者福者認定のための証言に関する調書。殉教者
名簿あり。(約一六二〇年から一六三〇年。日本、マニラ、マカオにて)」

Número 18. 「ペドロ・モレホンによってマカオにいる日本人司教に送
られた殉教者名簿」

9-7239 イエズス会部門 (JESUITAS 22)

f. 1-1v. 「マニラのカビルドによる日本人殉教者報告(一六三〇年一〇月
四日)」

f. 61-62. 「ドミニコ会士についての殉教報告(一六一四年)」

F38. 「日本人殉教者についての報告」

次の史料には、整理番号が付けられていない。

- 「一六三一年から一六三二年にかけての日本人殉教者についての史料」

- 「一六二四年から一六二五年にかけての大阪における殉教、一六二三年二月四日の江戸における殉教についての報告」日本人、ジョアン・ひこえもん、ののむら よへいじ他の署名あり。

- 「日本人殉教者についての報告（一六三四年三月八日）」

- 「日本人殉教者についての報告（一六三三年から一六三四年）」

- マカオのイエズス会アントニオ・カルデイルム (Antonio Cardim) による日本人殉教者についての報告（一六三五年）」

- 「日本人殉教者についての報告（一六三五年）」

- 「日本人殉教者についての報告（一六三二年から一六三五年）」

F4 「長崎奉行おにも、またかもん時代の殉教者報告（一六三二年九月から一六三三年）」

イエズス会部門 (LA SECCIÓN DE “JESUITAS”)

Tomno 7. 「一五九七年の二六人の殉教者についてのルイス・デ・グスマン神父の報告の抜粋（一六三〇年代）」

Tomno 24. Papel 24. 「二六人の日本人殉教者の祝祭についての史料（一七二一年）」

Tomno 31. f. 13. 「フアン・セビコス博士の演説（二八二八年）」印刷物

Tomno 75. p.1. 「イエズス会神父の手紙（一六二五年）」印刷物

Tomno 84. Papel 6. 「イエズス会セバステイアン・ビエイラ神父の書簡（一七世紀）」

Tomno 84. Papel 25. 「イエズス会士フランシスコ・マルセロ・マストリーリ (Francisco Marcelo Mastrih) 神父の殉教についての報告（一六三四年一〇月一七日）」

Tomoo 86. f. 543. 「マニラのドミニコ会修道院長デイエゴ・アドゥアルテによる日本人殉教者報告（一六二六年から一六二八年にかけて。セビーージャにおこい）」

Tomoo 94. Papel 21. 「日本人殉教者について（一六二五年）」

Tomoo 101. Papel VII. f. 110. 「長崎におけるポルトガル宣教師の殉教者報告（一六四〇年八月三日）」

Tomoo 111. p. 231. 「一六三二年から一六三三年にかけてキリストの信仰を守るために拷問死したイエズス会士の名簿（一六三五年、リスボア）」印刷物

Tomoo 112. Papel 11. 「日本における一六三三年九月三日から一六三三年の終わりにかけての報告（一六三五年）」

Tomoo 112. Papel 92. 「一六三二年から一六三三年にかけて拷問を受け殉教したイエズス会士についての報告（一六三五年、リスボアに到着した年間報告）」

Tomoo 113. f. 32. 「長崎奉行おにも就任二年目、同奉行またかもんの時代の日本人殉教者（一六三二年九月から一六三三年一〇月二二日にかけて）」

刊行史料

キリスト教宣教師の証言

イエズス会関係では、ジョセフ・シカルド『日本における迫害と殉教』（二六九六年、マドリッド、整理番号2051）、同作者『日本のキリスト教徒と長い迫害』（二六九六年、マドリッド、整理番号92665）が挙げられる。

第二章 日本における迫害

イエス・キリストは言う。

「わたしたちのために人々があなたがたをののしり、また迫害し、あなたがたに対し偽って様々の悪口を言うときには、あなたがたは、さいわいである。喜び、よろこべ。天においてあなたがたの受ける報いは大きい。あなたがたより前の預言者たちも、同じように迫害されたのである。」^⑨

数多くの迫害は、古来からキリスト教徒の生活共同体を強化してきた。日本においても、豊臣秀吉の治世から徳川時代を通じ継承された対キリスト教政策により、壮絶なキリスト教徒迫害が展開され、多くのキリスト教宣教師、日本人キリスト教徒が、恐ろしい拷問にかけられ死んでいった。日本史上、これほど残酷な歴史は例を見ないのではないか。

第一節 織豊時代

一五四九年、イエズス会宣教師フランシスコ・シャビエルは、九州の種子島に降り立ち、日本の地においてキリスト教の布教を始めた。彼は、数々の困難に遭遇するが、幾人かの戦国大名の許しを得、九州を中心に西日本諸地域にキリスト教を広めることに成功した。一五五〇年以降、シャビエルの継承者、コスメ・デ・トレス、バルターサル・ガゴ、ガ

スパル・ビレラ、ルイス・フロイスたちが、九州（豊後、平戸、横瀬浦、島原、天草等）、畿内、そして京都へとキリスト教を拡大していった。一六世紀中葉以降、織田信長、豊臣秀吉の庇護を受け、キリスト教は、日本の地に確実に根を張っていった。この頃、日本南西地域では、多くのキリシタン大名が出現し、キリスト教は黄金時代を迎えた。アレハンドロ・バリニャーノの報告によると、一五八三年頃には、日本には二〇〇もの教会が存在し、ガスパル・コエージョに従うと、一五八二年には日本には一五万人のキリスト教徒が存在したと言う。

このように順風満帆に見えたキリスト教であるが、ある日その運命が急変した。一五八七年六月一九日、豊臣秀吉が突如として「バテレン追放令」を發布したのである。こうして、キリスト教徒に対する迫害は開始された。豊臣秀吉は、キリスト教徒のもつ強い連帯意識に恐怖を覚えたと言う。さらに、この時期、大村純忠は、長崎をイエズス会に寄進したのであった。スペイン王立歴史学士院に保管されるジュセフ・シカルドの『日本のキリスト教徒と長い迫害』は、この迫害の始まりを次のように記録している。

「日本の坊主の企てと怒りによって、凄まじい迫害政策が進められていった。ある坊主が、太閤（豊臣秀吉）様にキリスト教を禁ずることの効果、更には、秀吉がいかに宣教師によって迷信を信じ込まされたのかについてを語った。こうして、豊臣秀吉は、自らの王国の港を宣教師たち^⑩に開くことを止め、キリスト教徒の生活を罰する法令を發布することに^⑪より彼らのキリスト教布教に終止符を打ったのである。」

キリスト教に疑念をもつ豊臣秀吉をさらに激怒させる事件が起こった。一五九六年八月二七日の「サン・フェリペ事件」である。このスペ

イン船サン・フェリペの日本への漂着によって

「日本皇帝（豊臣秀吉）は、スペインがフィリピン、モルッカ、ヌエヴァ・エスパーニャを征服した後、日本もフィリピンと同様の運命をたどるのではないかと大きな疑いを持った。スペイン人は国々を征服するために、布教という名を使って、他国に侵入し、人々を屈服させ、スペイン人と同化させる。」^⑫

意図があることに気付いたのであった。また、一六〇一年、イエズス会士を巻き込んだ賄賂事件「岡本大八事件」^⑬が発覚した後、日本では本格的なキリスト教迫害が展開されることになった。

第二節 徳川時代

徳川家康（在職一六〇三—一六〇五）は、ヨーロッパ諸国との貿易に大いなる興味を示し、始めはキリスト教布教を黙認するかのような振りをするが、キリスト教徒への警戒を怠ることはなかった。彼は、キリスト教徒への迫害を次第に強めていった。一六一二年に幕府は直轄地にキリスト教禁令を申し渡す。一六一四年一月までに、大半の宣教師が国内追放の憂き目にあつた。こうしたなか、多くの教会が破壊され、多くのキリスト教徒が拷問され、処刑された。家康の執拗なるキリスト教徒迫害を宣教師ジョセフ・シカルドは、『日本における迫害と殉教に関する報告』(R.A.H.)のなかで、次のように語っている。

「家康が、彼の残虐行為に報いて、地獄の底へと向かう時が訪れた。しかし、家康は、死ぬ前に彼の息子秀忠へと残忍な迫害政策を受け継がせた。彼の王国でキリスト教を壊滅させ、聖職者、宣教師を追放し、彼ら

の生活を奪えよと。さらに、家臣には、家康の偶像を拜むよう命じた。彼らに反するキリスト教の掟は認めぬと。」^⑭

徳川家康の思惑通り、徳川秀忠（在職一六〇五—一六二三）もキリスト教徒への迫害を継続し、身の毛もよだつ迫害は日本全土に広まった。同学院の多くの史料が語るこの迫害の状況は次のようである。

「かの残忍な皇帝（将軍）がキリスト教徒になした迫害を聞くにつけて心が壊れそうになります。彼らに対する拷問は終わることはありません。信者達は生きてまま高い木に片足を吊るされ、極寒の最中に、夜昼となく、食べ物、着る物もなく棒に縛られ、鼻、耳をそぎ落とされ、額に真っ赤に焼かれた鉄印を押されます。さらに、男女かまわず生まれたままの裸姿で辱めを受け、女たちは脅されます。」（一六一四年）^⑮

「この牢獄には、小さな板戸以外何もなかった。この板戸は、決して開けられることはなかった。食事は、屋根の通気孔から与えられたが、小さな匙一つがやっと通るほどの穴であった。彼ら一人一人には、塩水に浸したご飯が与えられるだけで、ある日には小さな鯛と白湯が特別に与えられた。生かさず殺さずの状態であった。暴君はこれでも飽きたらず、もっと残酷な拷問を科すのであった。それは、着物は洗わせない。手紙を書くための伝言もさせない。刃物、鉄などの鉄も持たせないのであった。」（一六二二年頃）^⑯

徳川三代将軍家光（在職一六三二—一六五二）の時代に入っても、日本人キリスト教徒は信仰を貫き、必死に抵抗を繰り返した。家光の治世には、一層厳しい禁教政策が展開され、鎖国政策が確立されていった。し

かしこうした状況のなかでも、一六三七年、島原のキリスト教徒は重税に苦しむ農民と共に反乱を起こした。スペイン王立学院の史料は、この時期の熾烈なる迫害の状況を詳細に描写している。

「絞首台が設置された。その下に、二バーラ（約一メートル六十六センチ）の穴が掘られた。（穴ではなく井戸の上にその絞首台が設置されることもあった。）そして、キリスト教信者をその絞首台上に頭を下にし吊るした。彼を固定するためにその腰のあたりに横板を付け、その板で穴を塞ぐようにした。その横板の上に重い石を置くと、彼は穴の中に押し込められ、動けなくなるのである。こうすることによって彼の頭や額、こめかみ等を（役人が）突付いた際に彼の口、鼻、目、耳から出血する血で、彼が窒息するを防いだのである。」^⑰ ジョセフ・シカルドの『日本における迫害と殉教に関する報告』（R.A.H.）より

キリシタンの本拠地、長崎ではその拷問風景はまるで地獄絵を見るようであったと言う。

「日本で最も商業が盛んな港である長崎の人々は信仰に厚く、キリスト教の中心的存在である。それが故に、この町でのキリスト教徒に対する迫害は日本のいかなる地域よりも強烈なものであった。」^⑱（一六二六年）アドゥアルテ「殉教報告（一六二六年）」（R.A.H.）より

「彼らは、大勢の者を伴って、長崎の郊外にある殉教場所へと連行され、そこで三人のキリスト教信者が、焼かれるため木柱に磔になった。薪に火が近づけられる直前に、船に乗ってやって来た一二名の役人が、彼らの首を切り落とした。彼らの胴体からは血が吹き上げ始めた。」^⑲（一六二三

年)「イエズス会神父の書簡」(B. N. M.)より

「(見せしめにされた)三三日の後、信者らは長崎の牢獄に戻され、一六三二年までこの町に抑留された。その牢獄で、先の信者らは、他の多くの日本人キリスト教徒とともに、生きたままゆつくりと火炙りにされた。一六三二年九月三日には、彼らの体は完全に焼け焦げてしまった。その後、彼らの遺体は磔から剥ぎ取られ、さらに灰になるまで焼かれた。そして、米俵の袋に詰められ、海の沖に捨てられた。」

「これら六人の聖人は、三年間(日本にある他の牢獄と同様に)不快な牢獄に繋がれた後、長崎の町から三〇レグアスの所に運ばれました。ここにはぐつぐつと煮えたぎる風呂釜があり、三十三日間もの間彼らはそこで何度も一人づつその湯の中で釜茹でにされました。彼らは衣服を脱がされ、聖アンドレスのように枷をはめられました。そして、役人たちは、大鍋から水をおたまで掬い、骨が見えるまで信者の体にその水をかけたのでした。」(一六三二年から一六三三年)「イエズス会士の目録」(R. A. H.)より

幕府による数々の拷問は、この時期極みに達するのであるが、その方法は残酷極まりない。それらは、「生きたまま焼く」、「孤立した獄門所に食べ物なしで隔離する」、「袋詰めにする」、「角材を足に結びつける」、「脛と腿を縛り締め付ける」、「長時間水攻めにする」、「絞首台に重石を付け逆さ吊りにする」、「首を刎ねる」、「うつあしの神経を切る」、「火あぶり」、「油で揚げる」、「冷たい池に突っ込む」などであった。日本のキリスト教徒の迫害の残忍さは、宣教師たちの書簡を通じ、ヨーロッパにも伝えられ、人々を震え上がらせたのであった。

第三章 殉教について

第一節 二六人の日本人の殉教

カトリック教会における殉教は、キリスト教徒の信仰の真实性を証明する大切な証である。こうした理由から、キリスト教徒たちは、背教を求められ死に直面する時もお、神イエス・キリストに対し絶対的な忠誠を示すのである。

日本中にキリスト教徒迫害の嵐が吹き荒れる頃、イエズス会宣教師は、信徒に対し殉教する心構えを説き始めた。日本では、一五五九年に初めての殉教者が確認できるが、ことに有名なのは、やはり一五九七年に長崎で起こったフランシスコ会士と日本人キリスト教徒を含む二六人の殉教である。彼らは、一八六二年にローマにて壮麗に「福者」に認定されるが、スペイン王立学士院の多くの史料が、この長崎の二六名の殉教について記録している。幾つかの代表的な史料を紹介してみよう。まず一つ目の記録は、次のように記している。

「さてこの合間、クレメンス八世の勅書が公にされる以前に、長崎の町では光榮なる殉教者が現れた。それは、我々の施したキリスト教の教え、また告解の教えの賜物であろう。一五九七年二月五日、太閤秀吉の治世下に起こった出来事である。六人のフランシスコ跣足派会士と他の二〇人の日本人キリスト教徒が、この国での最初の殉教者になった。」(ファン・セビコス博士の演説(一八二八年))(R. A. H.)より

二つ目の記録としては、一五九七年一月一六日、日本司教がこの

殉教についてこう記している。

「法律により、カトリック神父による宣教が固く禁じられている最中、ルソン島からの特使だと言って日本に入国し、都で布教を試みていた宣教師たちがいた。その宣教師とその教えを受けた者たち計二四名がその信仰心を正当付け、長崎で磔にされ、その後もその地に残ることが命じられた。キリスト教が禁じられそれが激しくなればなるほど、私はキリスト教の教えを厳しく守るよう彼らに諭した。……そして、かの宣教師たちが忍耐、そして異例なまでの喜びと信仰心でもってその死を受け入れたことを私は認める」²⁸⁾

三つ目の記録は、殉教者が死を目前にして、いかに神の意思を受け入れたかを語っている。

「我々の敬愛するサン・フランシスコ神父には、キリストの聖痕が現れた。彼は、その聖痕を敬い、いかなる者にもそれが見えないうよう隠した。我々二六名は、とるにたらない存在ではあるが、彼の死と受難を自らの境遇と重ねてみたかった。我々の主は、御身の血を果樹園に落とされ、鎖に繋がれ、そして、アンナ、カイファス、ポンシオ・ピラトの家に運ばれた。我々二六人は、すべて捕まり、縛られ、投獄された。都では血を抜かれ、地から地へと連行された。すべての古の聖人がまさに死を迎えようとしている時、我々の主は何らかの印を彼らにお示しになる。この印のため、彼らは慰められ、喜びを感じるのである。主は、我々二十二人に対して大変なる理解と恩寵を示された。我々には目に見える印は何もない。よって、今後いかなるキリスト教徒も我々の存在を知りえるはずがない。主を讃えようではないか。我々を救われ、無から創造をな

された主を。」²⁹⁾『サン・マルティンの驚嘆すべき生涯』(R. A. H.)より

第二節 殉教の心得

この長崎の殉教は、後の激しい迫害の一つのモデルとなった。先述したように、一六世紀の終わりに、宣教師たちはキリスト教信徒のため、自らの信仰を明らかにする殉教の意味を説明し、心の準備をさせるよう導き始めた³⁰⁾。こうした状況のなか、背教という罪を犯す前に、キリストの愛によってすべての受難を受け入れることを勧める幾つかの日本語の宗教書が宣教師によって編纂された。一五九一年には、『サントスの御業』が出版された。この書においては、キリスト教会の歴史のなかでの聖人たちの数々の英雄的な殉教が語られている。この書に多いに影響を与えたのは、ルイス・デ・グラナダの『マルチリオの理』であった。また、同年、副管区長のルイス・ゴメスが殉教に関する他の作品を編纂した³¹⁾。さらに、一六一四年頃には、『マルチルのみち』という書物が世に出された。この書物の内容には、『サントスの御業』との類似性が見出せる。この書では、迫害の理由(第一章)、神が迫害を認める理由(第二章)、背教がなぜ罪か(第三章)、教会生活における殉教の重要性(第四章)、殉教に与えられる神の栄光(第五章)、いかに殉教を精神的に準備するか(第六章)が取り扱われている。『マルチルのみち』の殉教についての重要な文章を引用してみよう。

「然バデウスノ御奉公ニ届コトハ、デウスノグラウリヤ、ゼズスノ御教ノ御名譽、宗門ノ面目、御法ノ弘マルベキ基也。」³²⁾

「S 理庵宣如、「恵化……(エケレジア)ハベルセギサンヲ以衰へ玉ハズ、却猶榮玉」ト也。其故ハ、マルチレスノ御血ハキリシタンダデノ

種子ノ如也。」⁵³

また、「丸地留ノ位ハ心言モ絶ヘタル一事ナルガ故ニ、其位ニ置ン為ニハ、相応ノ下地ヲ調ル覚悟肝要也。」とキリスト教徒の殉教への心得も説かれている。

こうして、日本キリスト教徒に殉教への熱が高まるにつれ、徳川幕府はさら厳しいキリスト教政策を施行するようになっていった。日本人キリスト教徒を根絶やしにするため、彼らの人数と居所を厳重に調べ上げるといふ調査制度をも作り上げた。

「その悪徳坊主は、幕府のそれまでに被つてきた諸悪を鑑み、皇帝（將軍）の御座に進み出て、起こったことについて語つた。皇帝（將軍）は大変彼に感謝し、彼に宮中（御殿）において千ドウカドと重要な土地を与えた。この坊主は前々から計画していた残忍な工作により、終にこれらの富を手中に収めたのである。さらに、坊主には、当時そこに住んでいたキリスト教徒たちを捜査、調査するため、また、宮中内の神父たちの行動をすべて掌握するために先と同額の手数料が支払われた。こうして、キリスト教徒の捜査が開始された。最初に捕まつた者は、イエズス会のジェロニモ・デ・アンゲリス神父であった。日本のキリスト教会で二〇年以上も働いた高名な聖職者であった。」⁵⁴「イエズス会士フランシスコ・クレスポ神父の書簡（一六二五年）」（R. A. H.）

第三節 殉教者の証言

迫害が厳しくなるなか、多くの日本人キリスト教徒たちは背教を迫られたが、彼らの多くは殉教の道を選ぶことになった。日本キリスト教徒

たちは、いかなる気持ちで、殉教に臨んだのであろうか。ジョセフ・シカルドの『日本のキリスト教徒と長い迫害』（R. A. H.）ペドロ・モレホン『日本における迫害に関する報告（一六一七年）』（B. N. M.）には、死を目前にした彼らの証言が記録されている。これらの証言を通じ、彼らがいかに神に救いを求めて死んでいったかが理解できる。

ペドロ・はしもと いきざえもん（五二歳）

「あなた方には、背教を強要するためのこのような厳しい拷問を耐えしのぐ力と勇気を我々にお与え下さるキリスト教徒の神の大なる栄光が見えないのですか。」⁵⁵

イヴァン・ならや（五一歳）

「私は、若い頃は、仏の宗派を信じていました。日本の法でしたから。しかし、仏教には何の救いもないことに気付きました。あなた方はもっと確実な道を進むべきです。救済のない、誤つた道を行くのですか。私は、切なくてなりません。キリスト教の説教を聞くことを怠るとは。私の申していることは本当なのです。私は、手足を切り落とされ、めつた打ちにされ、とろとろした火でじわじわと釜茹でにされましたが、キリスト教信者としての信念は、決して変わることはありません。私は、信仰を棄てず、我が主キリストの掟を守り続けます。」⁵⁶

ミゲル・石田（六二歳）

「さて殉教の場所へ立ち向かうと、裸にされ棒で殴打され、縛られ、大き

な石を背に付けられ宙吊りにされた。私の手足のすべての指は切り落とされ、額には真っ赤にやけた鉄で十字架の印を付けられた。最後には、うつあしの神経が切られた。これらの拷問に耐えられる力は、私自身のものではなく、我々の主キリストの御業と処女マリアのおとりなしによって与えられたものである。三位一体、父、息子、聖霊、三つのペルソナ、唯一の神が私に力を与えてくださったのである。この事実は、決して否定できない。日本の将軍でさえも、聖なる信仰には屈するしかないのだ。私は、勝利した。これは、真実を知るために書かれたものである。」

トメ・うすい (五三歳)

「幾日間もの間に、私の二〇本の指が少しづつ鋸で切り落とされていききました。そして、激しい拷問にかけられました。しかしそれら全ては、私たちが神から受けた恩恵に報いるには足りません。私は、神の慈悲を信じます。これは、決して否定できません。」

おくむら とめ

「この最後の別れの時において私はあなた方にさえ許しを請う。なぜなら、私は神のご意思により死を決意したのですから。火を見るよりも明らかかなことは、私たちは金輪際お会いすることはないということですから。それなので、私は、あなた方に、信仰に忠実であることを勧めます。そうすれば、私たちは天国でお会いすることもあるかと思えます。」

ドミンゴ・あだち やさち

「たとえこのこのような残酷な拷問を受ける機会が今後もやってこようとも、私は喜んでそれを受けましょう。神の愛、そして恩寵と恩恵によって快く受けましょう。」

これらの証言が本当になされたのか、作り物ではないのかということについては、キリスト教のメンタリティーを持たない日本人には疑問が残ると思われる。しかし、日本で起こった数々の殉教、数多く保管されている死を直前にした信徒の証言から判断すると、日本人キリスト教徒は、キリストの教義を心から信じ、キリスト教徒としてのメンタリティーを獲得していたことは明かであろう。日本人キリスト教徒は、殉教の精神によって、拷問の恐怖さえも克服し、神を信じ命を捧げ、神からの恩寵を授かったのであり、殉教に大きな喜び、慰めさえも感じたのであった。

ここで、イエズス会士ベドロ・モレホンが記録した、一六一七年の迫害報告を分析してみよう。日本人キリスト教徒アダム・あらかわは、彼の師マシーアスと共に殉教を迎え、キリスト教徒のメンタリティーを露し、仏教の教義に対し、キリスト教殉教こそが真なる救済への道であることを確信していく。

マシーアス神父「日本の仏教の教えにではなく、キリストの教えのなかのみ救済はあるのです。故に、私はその真理を信じ、迫害をも進んで受け入れるのです。」

アダム・あらかわ。「皆様、この十字架をもっていけば、誰も私がキリスト教徒であることを疑いはしないでしよう。あなた方は、私に拷問を

与えてもよいのです。わたしは、この拷問にも耐え抜く力をお与えくださる主を信頼することができのですから。」^②

「私たちは、爪をめぐられ、歯を抜かれ、水攻めにされ、生きたまま焼かれようとも、自らが表明したキリスト教の信仰は決して捨てません。」^③

五野井隆史氏は、一六一四年から一六二四年までに合計五五〇人、一六三三年までには九五〇人も日本人キリスト教徒が殉教したと算出している。^④一方、フベルト・チースリクは、すべての迫害を通じ、日本では四万から五万人の殉教者が出たと推測している。^⑤日本におけるこの凄まじい殉教者の数は、日本人キリスト教徒がいかに深くキリスト教精神を獲得していたかを物語るものである。

結論

本稿では、スペイン王立学士院の史料紹介と一六・一七世紀の日本における迫害と殉教の実態、殉教の精神的土壌の分析を行った。

迫害と殉教の歴史についてであるが、豊臣秀吉の対キリスト教政策以降、徳川時代を通じ、想像を絶する過酷な迫害が日本中に展開し、キリスト教徒に対する拷問はその都度強化されていったことが理解できた。しかし、迫害が強まるにもかかわらず、日本キリスト教徒は、殉教の精神を養い、最後には喜びを感じながらも神イエス・キリストのために命を捧げていった。日本人キリスト教徒は唯一の救済を説くキリスト教の精神を、我々が想像する以上に深く獲得していたことも理解できた。^⑥ここに、西洋と日本の思想的断絶をも超克し、キリスト教を信じ、殉教を選んだ日本人の心の側面が理解できた。

同学士院史料の史料保存状況についてであるが、コルテス部門、イエズス会部門に、一六・一七世紀の日本の迫害、殉教に関する貴重な諸史料が保存されていることが明らかになった。今後、本論考の結果、ヨーロッパ各地の古文書間の史料研究、日本における迫害・殉教に関する現在の研究状況を比較分析し、さらに論を展開していきたい。

筆者は本論文を書き進めるにあたり、現代の日本社会の状況を思わざるを得なかった。今の日本における自殺者の多さが物語るように、第二次世界大戦後の日本人の宗教離れは、宗教心を失い、人生に意味を見出せない多くの人々を生み出したのではないか。少なくとも一六・一七世紀の日本人は、違った。彼らは、キリスト教精神を極めるべく神を一身に信じ、神の慈悲、喜びをも感じ、死を受け入れたのである。

注

- ① 内田洋一、江戸時代の殉教に光、日本経済新聞、二〇〇七年五月二六日記事。
- ② スペインでは、マドリッド国立図書館、マドリッド国立歴史文書館、マドリッド王宮図書館、アルカラ・デ・エナーレス古文書館、シマンカス文書館、セビージャ・インド文書館、アルバ公爵図書館、エル・エスコリアル・サン・ロレンソ図書館、バジャドリッド学院文書館、サラマンカ大学図書館、パンプローナ文書館等に日本関係の史料が保管されている。
- ③ Joseph Franz Schütte氏は、"Documentos sobre el Japon conservados en la colección "Cortes" de la Real Academia de la Historia", Boletín de la Real Academia de la Historia, Madrid, 1960. 及 "Japón, China, Filipinas en la colección "Jesuitas, Tomos" de la Real Academia de la Historia- Madrid, Madrid, 1976. を記された。
- ④ 松田毅一、在南欧日本関係文書探訪、養徳社、一九六四年。
- ⑤ ガリシアの民族学者でスペイン王立言語学学士院の Carmen Lison Tolosana、ミゲル・アンゲル・ラデロ・ケサダ教授の協力を得て、イ

エズス会士の日本社会への適応という観点から、二〇〇五年に『La Fascinación de la Diferencia. La Adaptación de los Jesuitas al Japon de los Samurais 1549-1592』Akal, Madridで出版された。

⑥ 本文書館には、一六・一七世紀の日本におけるエズス会士の書簡、著作、資料など数多くの史料が保存されている。これらの史料の特徴として、個人的な文書、非公開性性格を持った文章が多く存在するものが挙げられる。一八九四年以降、『Monumenta Historica Societatis Iesu』名で本文書館の史料刊行が始まった。このシリーズの中に、日本に関する史料のコレクションも含まれている。

⑦ Joseph Franz Schütte, “Wiederentdeckung des Makao-Archivs wichtige Bestände des alten fernost-archivs der Jesuiten heute in Madrid”. Archivum Historicum Societatis Iesu Extratuum Vol. XXX, 1961. Roma. 松田毅一、在南欧日本関係文書探訪、養徳社、1964年及び松田毅一、E・ヨリッセン、フロイスの日本覚書、中央公論社、一九八三年。

⑧ シュゼン・フランシ・シトニチ氏の二つの著述(注三)「松田氏」(在南欧日本関係文書探訪)も参照をせつた。また、

⑨ Mat 5, 11-12.

⑩ キリスト教宣教師は、豊臣秀吉、他の將軍たちを皇帝 (Emperador) もしくは国王 (Rey) と呼び、彼の領国を王国 (Reino) とする言葉で表現している。

⑪ R. A. H. 4-2051, Impreso, Joseph Sicardo, Relato sobre Persecución y Mártires en Japon (1696), p. 35.

⑫ B. P. R. VII-66. Impreso. Felipe III de España. Relación del suceso que tuvo nuestra santa fe en los reinos del Japon, desde 1612 hasta 1615, 1617, Madrid. p.13.

⑬ R. A. H. 9-2665. Mss. Carta de Ocamoto Daifichidono, f.432r.

⑭ R. A. H. 4-2051, Impreso, Joseph Sicardo, Relato sobre Persecución y Mártires en Japon (1696), pp. 66-67.

⑮ R. A. H. 5-825. Impreso. La Historia de la Provincia del Santo Rosario de Filipinas, Japon y China, de la Sagrada Orden de

Predicadores, Zaragoza, 1693, p. 398.

⑯ R. A. H. 5-825. Impreso. La Historia de la Provincia del Santo del Rosario de Filipinas, Japon y China, Zaragoza, 1963, p. 515.

⑰ R. A. H. 4-2051, Impreso, Joseph Sicardo, Relato sobre Persecución y Mártires en Japon (1696), pp. 107-108.

⑱ R. A. H. Jesuitas Tomo 86. Impreso, Aduarte (Dominico), Relato sobre los Mártires (1626), f. 543v.

⑲ B. N. M. R-19199, Mss. Rey de España Felipe III, Cartas de los Padres de la Compañía de Jesús (Manila, 16-agosto-1623), f. 260r.

⑳ B. N. M. Mss. 2364, Carta del Padre Fr. Diego de San Iván. f. 466v.

㉑ R. A. H. Jesuitas Tomo 111. Impreso. Catálogo de los religiosos de la Compañía de Jesús que fueron atormentados y muertos en Japon por la fe de Christo, año de 1632 y 1633. (Lisboa, 1635), pp. 231r-231v.

㉒ B. N. M. R-19199, Rey de España Felipe III, Cartas de los Padres de la Compañía de Jesús (Manila, 16-Agosto-1623), p. 220.

㉓ Ibid, p. 457.

㉔ R. A. H. 4-2051, Impreso, Joseph Sicardo, Relato sobre Persecución y Mártires en Japon (1696), pp. 107-108.

㉕ B. N. M. Impreso. R-19328, Pedro Morejon, Relato sobre la persecución en Japon (1617), pp. 161, 201-202.

㉖ R. A. H. 5-1670. Impreso. Vida Maravillosa de San Martín de la Ascensión y aguirre, Proto Mártir del Japon (M.DCC.XXXIX), p. 159.

㉗ R. A. H. Jesuitas Tomo 31. Impreso, Discurso del doctor Juan Cevicos (1828), fol. 13r-14r.

スペインの宗教裁判で活躍したフアン・ヤビロス博士は、この二人名の殉教者が日本初の殉教であるとヨーロッパに向け報告している。彼は、この二人の殉教が日本で始めてだったとするが、先述のヤビロス「一五五九年には殉教例が確認されている」。

㉘ B. N. M. 7337. Mss. Relato sobre los Franciscanos (1597), fol. 30v.

㉙ R. A. H. 5-1670. Impreso, Vida Maravillosa de San Martín (Franciscanos, M.DCC.XXXIX), pp. 159-160.

- ③① 海老沢有道、キリシタン書、岩波思想体系二五、一九七〇年、五八三頁。
この書物は、現存していない。
- ③② 前掲書、五八一頁。
- ③③ 前掲書、三二七頁。
- ③④ 前掲書、三五六頁。
- ③⑤ R. A. H. Jesuitas Tomo 75. Impreso. Carta de los Padres jesuitas (1625), página Iv; B. N. M. 2355. Impreso, Padre Francisco Crespo (S. J.), Relato sobre los Mártires en 1624. (23-septiembre-1625). f. 518v.
- ③⑥ R. A. H. 4-2051. Impreso. Joseph Sicardo, Cristiandad del Japon, y Dilatada Persecución que Padecido, Madrid, 1696. p. 388.
- ③⑦ Ibid, pp. 390-391.
- ③⑧ Ibid, p. 391.
- ③⑨ Ibid. p. 396.
- ④① Ibid, p. 171.
- ④② Ibid, p. 85.
- ④③ Ibid, p. 104.
- ④④ Ibid, p. 88.
- ④⑤ 五野井隆史、「日本キリスト教史」、吉川弘文館、一九九〇年、一二頁。
海老沢有道、キリシタン書二五、岩波思想体系、一九七〇年、五八二頁。

(略号) R. A. H. = スペイン王立歴史学士院 (Real Academia de la Historia)
B. N. M. = プレリット国立図書館 (Biblioteca Nacional de Madrid)
B. P. R. = 王宮図書館 (Biblioteca del Palacio Real)

(付記) 本稿は、マドリッド・コンプルテンセ大学地理・歴史学部中世史学科及びスペイン王立歴史学士院のミゲル・アンゲル・ラデロ・ケサダ教授の指導のもと仕上げた博士論文Tradiciones Medievales y Nuevos Elementos en la Misión del Japon. Primeros Contactos Culturales entre Japon y España. Siglos XVI-XVIIの第三章三節を纏めたものである。スペイン及び日本の先生方、マドリッド自治大学の同僚、諸古文書館員には多くの助言、協力を賜った。この場をかり、心よりお礼を述べさせていただきたい。この度、私が立命入学当時より授業に出席させていただき、大学院でも研究のご教示をいただいた大戸千之先生の退官記念論文集に論文を寄稿させていただくことができ心より嬉しく思っております。先生、長い間、どうもお疲れ様でした。

(マドリッド自治大学哲文学部助手)